

# 令和7年度岩見沢プレミアム建設券事業 実施要領

1. 名称 岩見沢プレミアム建設券
2. 実施主体 岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会  
(岩見沢商工会議所、いわみざわ商工会、岩見沢建設協会)
3. 後援 岩見沢市、岩見沢金融協会、(一社)北海道建築士事務所協会空知支部
4. 登録事業者 改修工事等を請け負う登録事業者は、岩見沢市内に本社を持つ法人または岩見沢市内で1年以上営業する個人事業者で、岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会の承認(別に登録事業者審査規程を設ける)を得た事業者。また、登録事業者は、市内事業者からの建築資材・材料等の購入や、下請け業者についても岩見沢市内の事業者を使用するなど、建設券事業の趣旨である「地域経済の好循環」に貢献するよう努めなければならない。
5. 登録料 無料
6. 換金手数料 額面の3% (「岩見沢商工会議所」または「いわみざわ商工会」の会員事業者)  
額面の5% (上記以外の事業所)
7. プレミアム率 15%
8. 発行総額 621,000,000円 (内81,000,000円プレミアム額)
9. 券価格/1口 50,000円
10. 券額面/1口 57,500円
11. 購入限度額 1世帯20口まで(100万円)  
(1棟多世帯についても20口まで)
12. 購入者条件 岩見沢市民限定(事業者及び岩見沢市民以外は購入不可)
13. 対象工事 次の全ての要件を満たす工事  
(1)岩見沢市民が所有し、購入者自身が居住する市内の住宅(マンションは専有部分)または店舗併用住宅の工事  
(2)令和7年4月1日以降に着工する工事  
(3)令和7年11月30日までに工事完了する工事  
(4)岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会の承認を受けた登録事業者で行う工事  
(5)住宅の新築、増築、改築、修繕、解体及び住宅に付帯する外構工事  
※過去に岩見沢プレミアム建設券を利用した方も利用可能  
※国や道、市などから、助成・補助を受けた工事は対象とならない場合あり
14. 対象外工事 (1)登録事業者の自社発注となる工事(社長等の自宅を自社で工事)  
(2)購入者自身が所有していない住宅の工事(借家等)  
(3)住宅に付随しない工事(道路、墓地等)  
(4)什器・備品等のみの購入(設置工事を伴わないもの)  
(5)除雪作業に関する費用の支払い(除雪・排雪・雪下ろし等)  
(6)事業の用に供する資産(店舗・事務所・貸家・貸店舗等)の工事  
(7)その他実行委員長が適当でないと判断した工事
15. 購入申込 (1)提出書類(岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会に提出)  
①購入申込書(様式第2号)  
②申込者の公的な身分証明書の写し(住所が確認できるもの)  
③工事の見積書の写し  
④施工場所の地図  
(2)購入申込み口数が予定を上回った場合は、次に定める「抽選方法」により抽選を行い、当選者に対して速やかに決定通知書を発行する。  
(3)当選者は、購入額を岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会指定の口座(空知信用金庫本店、北洋銀行岩見沢中央支店、北海道銀行岩見沢支店、北門信用金庫岩見沢支店、空知商工信用組合岩見沢支店、北海道労働金庫岩見沢支店)に振込む。(振込手数料は当選者負担)  
(4)購入引換書(様式第8号)と金融機関が発行する振込みが確認できる書類(振込金受取書等)を岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会へ提出し、建設券と引換える。  
(5)建設券で工事代金を支払う。(不足分は現金等で支払う)

(6)注意事項

- ①工事の実施が未確定の場合は申込不可
- ②購入代金の支払いは金融機関への振込のみとする
- ③建設券の引換えは令和7年6月2日(月)からとする
- ④購入額の振込みをインターネットバンキング等で行う場合は、「振込依頼受付証明書」等振込みが確認できるものを提示すること
- ⑤購入希望者に代わり登録事業者が購入引換書等を提出する場合は、委任状を添付すること
- ⑥登録事業者は建設券が使用できる工事であることを確認すること
- ⑦工事内容によっては追加書類の提出を求める場合がある(追加書類については別途実行委員長が定める)

16. 抽選方法

(1)抽選は受付期間により2回行う

(2)抽選額面

- ①第1回抽選 額面414,000,000円(7,200口)を基準とする
- ②第2回抽選 発行総額から第1回抽選分を差し引いた残りとする(額面207,000,000円(3,600口)を予定)

(3)令和7年6月12日以降にも建設券の残がある場合には先着順で販売する

(4)第1回抽選

①対象工事：工事着工日が令和7年4月1日以降で、工事完了が令和7年4月16日～11月30日までの工事

②受付期間：令和7年4月1日(火)～4月10日(木)

③抽選日：令和7年4月16日(水)

④販売期間：令和7年6月2日(月)～9月30日(火)

(5)第2回抽選

①対象工事：工事着工日が令和7年4月1日以降で、工事完了が令和7年6月17日～11月30日までの工事(第1回抽選で落選した工事も含む)

②受付期間：令和7年6月2日(月)～6月11日(水)

③抽選日：令和7年6月17日(火)

④販売期間：令和7年6月18日(水)～9月30日(火)

(6)キャンセル待ち

①対象工事：キャンセル待ち当選が確定するまで工事が完了していない工事

②販売方法：第2回抽選結果を使用し、キャンセル待ちに申込みのある落選者へ順に番号を割り当て、キャンセルがあった都度販売する。第2回抽選後にキャンセル待ちの申込みがあった場合、第2回抽選結果の最後尾へ先着順に番号を割り当て販売する。

③販売期間：令和7年6月18日(水)～9月30日(火)

注意事項 販売期間中に建設券が購入されなかった場合は、購入取止めとして取扱う

17. 有効期間

令和7年6月2日(月)～11月30日(日)

18. 周知方法

- (1)北海道新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞にチラシの折込み
- (2)市内主要施設にチラシを配置
- (3)専用ホームページを開設

19. 制約事項

- (1)事業者間の決済行為には使用不可
- (2)つり銭は出さない
- (3)建設券の盗難・紛失・破損に対して発行者はその責を負わない
- (4)期限を過ぎての利用はできない
- (5)見積金額(税込)を超える額面の購入はできない

20. 建設券の受取

登録事業者は施工後に建設券を受取り、その建設券に速やかに登録事業者名を記入する(ゴム印等で可)

21. 換金方法

(1)提出書類(岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会に提出)

①建設券

- ②引換確認書（様式第3号）
- ③施工完了報告書（様式第4号）
- ④利用状況に関するアンケート（様式第5号）

※施工完了報告書には着工前と着工後の写真を添付すること

(2)換金受付期間：令和7年6月2日（月）～令和7年12月19日（金）まで  
の平日 9:00～17:00 とする

(3)換金額の振込

- ①毎月1日～10日までに持参 当月20日に振込み
  - ②毎月11日～20日までに持参 当月30日に振込み
  - ③毎月21日～31日までに持参 翌月10日に振込み
- ※振込日が土日祝日の場合は翌営業日とする

(4)指定口座へ振込む換金額は、建設券額面から振込手数料並びに換金手数料を差し引いた額とする

(5)振込みは空知信用金庫本店からとする

## 22. その他

(1)建設券の偽造防止のためコピー不可の対策を施す

(2)建設券の見本を登録事業者に配布し、真偽の判別は登録事業者の責任において行う

(3)施工業者の行動規範を別に設ける。(別紙参照)

(4)申請書等に虚偽があった場合には返金を求めることがある。また、登録抹消・公表などの措置を行うことがある

(5)申込内容と実施工事に相違がないか外部機関による中間検査を行う場合がある。中間検査が実施された場合は、検査への協力を行うこと